

大館市木造住宅耐震化補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市耐震改修促進計画に基づき、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用に対して予算の範囲内において補助金を交付すること等に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する耐震性を判定すること。
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱 第4第1項の要件を満たす者又は同等の技術を有する者として市長が認めた者
- (3) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けた者、かつ、市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業主
- (4) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（建築一式工事に係るものに限る。）を受けた者、かつ、市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業主
- (5) 耐震改修技術者 耐震診断士のうち、秋田県主催「木造住宅の耐震診断・改修講習会」又は同等の耐震改修技術に関する講習会を受講し、受講証若しくは修了証の交付を受けている者
- (6) 耐震改修設計 耐震診断の結果が総合評点1.0未満の木造住宅について、耐震力を向上させる工事（当該工事の施工後に耐震診断を行った場合、総合評点が1.0を上回る内容の工事に限る。）を耐震改修技術者が設計すること。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果が総合評点1.0未満の木造住宅について、耐震改修設計に基づき建設業者が工事を行うことで、当該工事の工事監理を耐震改修技術者が行うもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら所有し、居住する木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者
- (2) 親（配偶者の親を含む。以下この項において同じ。）又は子が所有し、自ら居住する木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者
- (3) 親又は子が所有し、当該親又は子が居住する木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者
- (4) 自らが所有する住宅で、親又は子が居住する住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者
- (5) その他市長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、申請者及び木造住宅の所有者、並びに対象住宅に居住する納税義務者に、前年度分までの市税に滞納がある場合には、補助金の交付対象としない。

（対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大館市内に所在するものであること。
- (2) 木造在来軸組工法で建築されたものであること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建物全体の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。
- (4) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該木造住宅の増築工事を行っているものにあつては、当該増築部分の床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の2分の1以内であること。
- (5) 耐震診断士が耐震診断を実施しており、その耐震診断結果で総合評点が1.0未満の判定を受けたものであること。
- (6) 過去に、国又は他の地方公共団体等から補助金又は助成金の交付を受けて、耐震改修設計又は耐震改修工事を実施していないものであること。

（補助対象となる費用）

第5条 補助金の交付対象となる費用（以下、「補助対象費用」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次項に規定する要件を満たすものとする。

- (1) 耐震改修設計費 対象住宅について、補助対象者が市内の建築士事務所（市内に本店を有する法人及び市内に住所を有する個人事業主）に行わせる耐震改修設計に要する費用（消費税及び地方消費税を含む）から、対象住宅の耐震化を目的としない工事に係る設計費用を除いたもの

- (2) 耐震改修工事費 対象住宅について、補助対象者が建設業者に行わせる耐震改修工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む額。）から、対象住宅の耐震化を目的としない工事に係る費用を除いたもの
- 2 当該年度に属する3月15日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合、当該日の経過後に初めて到来する平日）までに大館市木造住宅耐震化補助事業実施完了実績報告書（様式第12号）の提出ができるものであること。

（補助金の額）

第6条 前条の補助対象費用に係る補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の耐震改修設計費に係る補助金は、補助対象費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、限度額を10万円とする。
- (2) 前条第1項第2号の耐震改修工事費に係る補助金は、補助対象費用に100分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、限度額を30万円とする。

（事前相談）

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大館市木造住宅耐震化補助事業 事前相談書（様式第1号）に耐震診断士が行った耐震診断の結果報告書を添えて、あらかじめ市長に相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。
- 2 市長は、前項の事前相談があった場合には、その内容を審査し、本事業の目的に合致することの確認を行うほか、申請手続や事業の実施に関する指導及び助言を行うものとする。

（申請手続）

- 第8条 第6条第1項第1号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修設計に着手する前に、大館市木造住宅耐震化補助事業 耐震改修設計費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 対象住宅に係る固定資産税課税証明書（当該年度又は前年度の発行のもの）の写し
- (2) 耐震改修設計に要する費用が分かる見積書
- (3) 耐震診断士が行った耐震診断の結果報告書の写し
- (4) 対象住宅の全景写真（特別な事情を除き、4方向から撮影したもの）
- (5) 債権者登録申請書
- (6) 交付を受けようとする者と対象住宅の所有者が異なる場合には、関係がわかる

戸籍謄本

(7) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第1項第2号に規定する補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事に着手する前に、大館市木造住宅耐震化補助事業 耐震改修工事費補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象住宅に係る固定資産税課税証明書(当該年度又は前年度の発行のもの)の写し

(2) 耐震改修工事に要する費用が分かる見積書(依頼しようとする建設業者が作成したもの)

(3) 耐震診断士が行った耐震診断の結果報告書の写し

(4) 耐震改修技術者が作成した耐震改修設計に係る設計図書

(5) 対象住宅の全景写真(特別な事情を除き、4方向から撮影すること)

(6) 債権者登録申請書

(7) 交付を受けようとする者と所有者の住所が異なる場合、関係がわかる戸籍謄本

(8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項及び前項の規定による補助金の交付申請は、年度に関わらず、対象住宅につき、それぞれ1回限りとする。

4 第1項の規定による交付申請をしている場合であって当該申請に係る耐震改修設計が完了する前には、第2項の規定による交付申請は行うことができない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付して交付決定するものとし、大館市木造住宅耐震化補助事業 交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 第12条に該当する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

(2) 補助事業の進捗状況の確認、指導又は助言を目的として、市の担当者が対象住宅及び関係箇所を訪問した際には、これに協力すること。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業の実施を取りやめるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、大館市木造住宅耐震化補助事業 不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知

するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 第9条第2項の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた日からおおむね30日以内に事業に着手するものとし、着手したときは、速やかに大館市木造住宅耐震化補助事業 着手届(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施について、建築士事務所又は建設業者と締結した耐震改修設計又は耐震改修工事に係る契約書又は請書の写し
- (2) 第6条第1項第1号の耐震改修設計費に係る補助金の場合にあっては、契約締結した建築士事務所に係る建築士法第23条の登録を証する書類の写し及び担当技術者が耐震改修技術者であることが確認できる書面の写し
- (3) 第6条第1項第2号の耐震改修工事費に係る補助金の場合にあっては、契約締結した建設業者に係る建設業法第3条の許可を証する書類の写し及び工事監理者が耐震改修技術者であることが確認できる書類の写し

(申請内容の変更又は取りやめ)

第11条 交付決定者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、大館市木造住宅耐震化補助事業 変更交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更後の契約書又は請書の写し
- (3) 変更後の契約金額の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 耐震改修工事における内容変更の場合には、変更後の設計図書(施工後に予定される耐震力を「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に定める一般診断法で表記すること)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者が補助事業を取りやめるときは、大館市木造住宅耐震化補助事業 交付決定通知書の写しを添えて、大館市木造住宅耐震化補助事業 取りやめ届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の継承)

第12条 交付決定者が死亡した場合であって、次の各号のいずれにも該当する場合には、相続人は当該補助事業を継承することができる。

- (1) 対象住宅に住所を有し、居住する者がいること。

(2) 相続人が第 3 条の要件を満たす者であること。

2 前項の要件を満たし、相続人が当該補助事業を継承しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、大館市木造住宅耐震化補助事業 継承申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 交付決定者と相続人の続柄を確認できる戸籍謄本。ただし、交付決定者の死亡時、相続人が交付決定者と同じ世帯員であった場合は、添付を省略できる。

(3) 相続人の債権者登録申請書

(4) その他、市長が必要と認める書類

(変更又は取りやめ又は継承の承認)

第 1 3 条 市長は、第 1 1 条又は第 1 2 条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、変更、取りやめ又は継承の承認をしたときは大館市木造住宅耐震化補助事業 変更交付・取りやめ・継承承認通知書(様式第 1 0 号)により、不承認の決定をしたときは大館市木造住宅耐震化補助事業 変更交付申請・取りやめ・継承申請 不承認通知書(様式第 1 1 号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(完了報告)

第 1 4 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる場合に依りて、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、大館市木造住宅耐震化補助事業 完了実績報告書(様式第 1 2 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 第 8 条第 1 項の規定による申請を行った場合 次に掲げる書類。

ア 耐震改修設計費の支払いに係る領収書の写し

イ 耐震改修設計の成果品の写し

ウ その他、市長が必要と認める書類

(2) 第 8 条第 2 項の規定による申請を行った場合 次に掲げる書類。

ア 耐震改修工事費の支払いに係る領収書の写し

イ 工事写真(工事箇所別に施工前・施工中・完了の状況が確認でき、また主要材料の形状、寸法及び仕様が確認できるもの)

ウ 耐震改修技術者が作成した大館市木造住宅耐震化補助事業 耐震改修工事監理報告書(様式第 1 3 号)

エ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の完了実績報告書が提出されたときは、当該報告の内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めた場合、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、大館市木造住宅耐震化補助事業 補助金額確定通知書（様式第14号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第16条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、請求書（様式第15号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理してから30日以内に、交付決定者が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還等）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、その内容を大館市木造住宅耐震化補助事業 補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

（1）この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

（2）補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

（3）前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき

2 前項の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとし、大館市木造住宅耐震化補助事業 補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めて、交付決定者に返還を命じるものとする。

3 前項の規定による返還命令を受けた者は、期限までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。